

発表日 令和4年12月31日

担当課：農林水産部畜産課

直通電話：092-643-3498

内線電話：3990

担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の発生に係る発生状況確認検査の結果について

糸島市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の発生に伴い、移動制限区域内（発生農場を中心とする半径3km以内）の養鶏農場8戸に対して行った発生状況確認検査において、全ての農場で異常のないことを確認しました。

1 発生状況確認検査の概要

（1）検査対象

移動制限区域内の養鶏場 7戸

（移動制限対象8戸のうち1戸は空舎のため検査対象外）

（2）検査期間

令和4年12月26日（月）～12月31日（土）

（3）検査結果

すべての農場で異常なし（臨床検査、抗体検査、ウイルス検査）

2 今後のスケジュールについて

1月上旬 清浄性確認検査※開始（初動防疫措置完了から10日経過後）

検査結果判明後、搬出制限区域を解除し一部の消毒ポイント運営終了

1月中旬 移動制限区域解除（初動防疫措置完了から3週間経過後）

すべての消毒ポイントの運営終了

※清浄性確認検査：家畜伝染病予防法に基づき、初動防疫措置完了から10日経過後に移動制限区域内の農場を対象に実施する臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

3 その他

日本ではこれまで鶏肉及び卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例はありません。